

平成28年度 事業報告

(自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)

■ 概 況

- 我が国は、1961年（昭和36年）に国民皆保険制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。しかしながら、いま、社会保障制度が岐路に立たされています。総務省の人口統計によると、総人口の65歳以上の高齢者率は1980年9%、2010年23%、2020年30%、2050年には39%になると予測されています。反面、総人口は、現在の1億2,700万人が2053年には1億人を割込むと予測されています。このような、急速な少子高齢化に直面する中、2015年（平成27年）5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国保法等の一部を改正する法律」が成立し、国民皆保険制度を将来に亘り持続するために、財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費の適正化の推進などについて適切な措置を講ずるとされています。
- 国保組合に関する改正については、負担の公平化の中で、「所得水準の高い国保組合の国庫補助について、負担能力に応じた負担とする観点から、平成28年度から5年をかけて段階的に見直すこととし、従来の定率32%から所得水準に応じて13%から32%の補助率とする」ことに補助率が改正されました。具体的には、所得水準150万円未満の組合には32%の定率補助を維持し、150万円以上の組合については、所得水準に応じて10万円ごとに2%ずつ引き下げることになっています。
- 今年6月に厚労省が発表した平成28年の男女を合計した日本人の死亡原因は、1位悪性新生物（ガン）28.5%、2位心疾患（心臓病）15.1%、3位肺炎9.1%で全体の52.7%を占めています。このような病気を引き起こす原因は生活習慣と密接に関係しています。日常の偏った食事、運動不足、喫煙、過度の飲酒、過度ストレス等によりサイレントキラーと呼ばれる高血圧、脂質異常、糖尿病など自覚症状がなく気づかないうちに進行し、脳、心臓、血管にダメージを与え、突然、狭心症や心筋梗塞、脳卒中などの生命にかかわる疾患を引き起こすこととなります。
- データヘルス計画に基づき、平成29年度から歯科健診の助成事業を開始し、当国保の保健師による健康教室の開催、日頃の健康に役立つ「職別保健師だより」をホームページ等に掲載することにしています。今後も組合員とご家族の健康を守る事業の推進を積極的に推進してまいりますので、助成事業を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。
- マイナンバー関係では、国や地方自治体との情報連携の本格運用が開始される7月に照



準を合わせて、情報セキュリティに関わる規程の整備や備品の調達を始め、パソコン機器等の設置、既存システムの改修、安全性を確保した新ネットワークの敷設等を行ったうえで、連動テスト、総合運用テスト等を実施してきました。なお、マイナンバーの情報連携の本格運用の実施時期について、3月中旬に総務省より7月から3か月程度の試行運用期間を設け、その後、本格運用が開始することが発表されました。

- 平成28年度決算について、歳入は、保険料収入が介護保険料の値上で前年度に比べ3,077万円増、国庫支出金4,854万円増となり経常収入は16億2,713万円（前年度比較で+8,151万円増）となり、経常外収入の財産収入、繰入金、繰越金の4億950万円を加え歳入合計は、20億3,663万円（前年度比較+1億2,693万円・+6.6%増）となりました。歳出は、事務費が前年度比較で▲815万円の減、保険給付費119万円の減、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金等への負担金は、836万円の増、共同事業拠出金1,000万円の増等により歳出合計は、18億3,766万円（前年度比較：+582万円増・0.3%増）になりました。

・この結果、歳入歳出差引額は1億9,896万円となりましたが、財産収入3,164万円と前年度からの繰越金7,785万円および基金積立金からの繰入金3億円を差し引いた実質単年度収支は▲2億1,053万円の大幅なマイナスとなりました。（平成27年度は▲2億8,622万円のマイナス）

- 組合存続のため、議員を始め組合員の皆様のご理解とご協力を得て、平成29年4月より医療分保険料と後期高齢者支援金分保険料を改定させていただきました。その財政効果は来年度決算に反映されます。
- 今後も、組合員数、被保険者数の減少に伴う保険料収入の減少及び国庫補助金の減少に加え、医療技術の高度化、高齢化の進展等による保険給付費の増加、後期高齢者支援金及び介護納付金等の負担増などにより、組合財政は一層厳しくなることが予想されます。

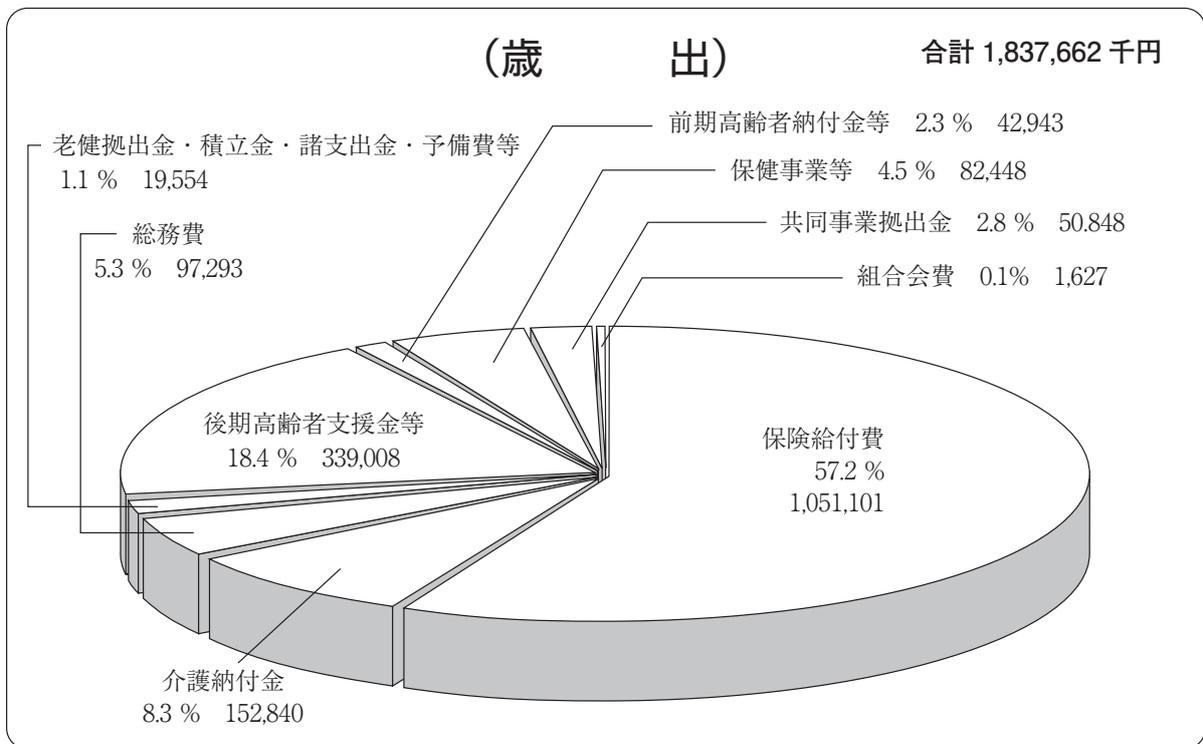
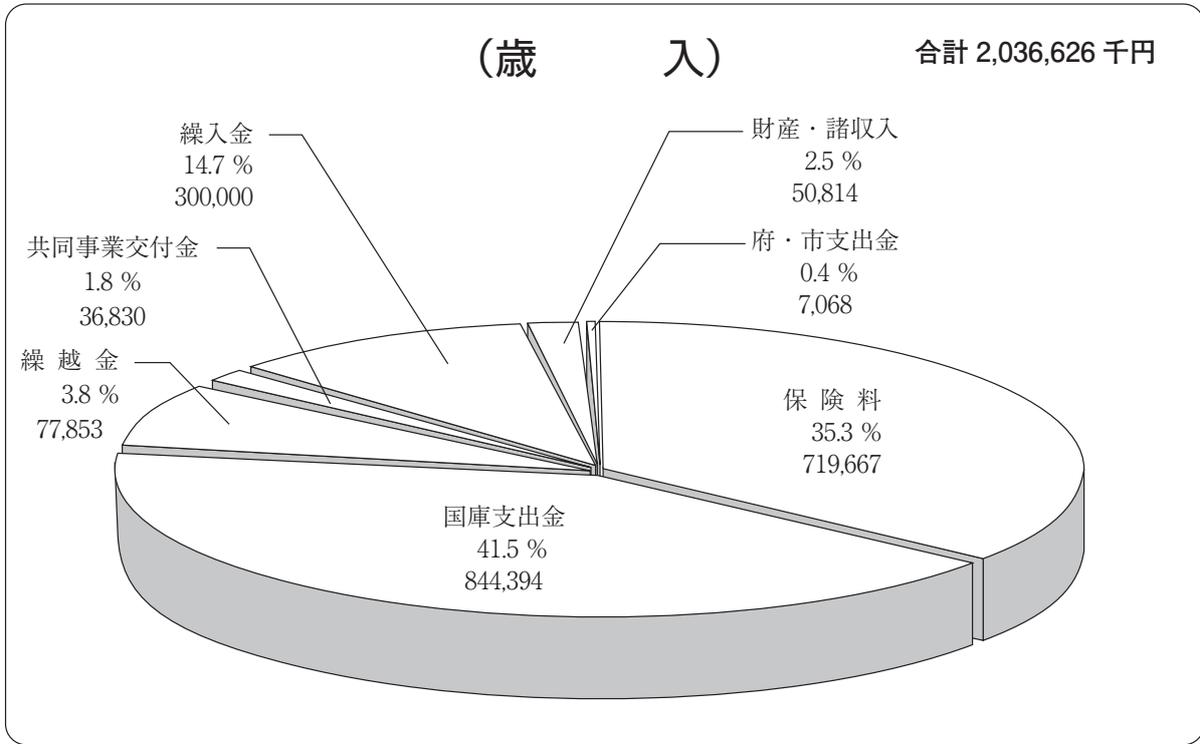
そうした状況ではありますが、役職員挙げて組合員、家族の健康の保持・増進に努めて参る所存でございますので、組合員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

■ 平成28年度末 財産目録

名 称	金 額	名 称	金 額		
特別積立金	243,000千円	財政調整積立金	150,000千円		
支払準備積立金	124,000千円	国保事務所整備・IT化対応積立金	223,000千円		
職員退職積立金	109,000千円	保健事業積立金	201,000千円	積立金合計	1,050,000千円

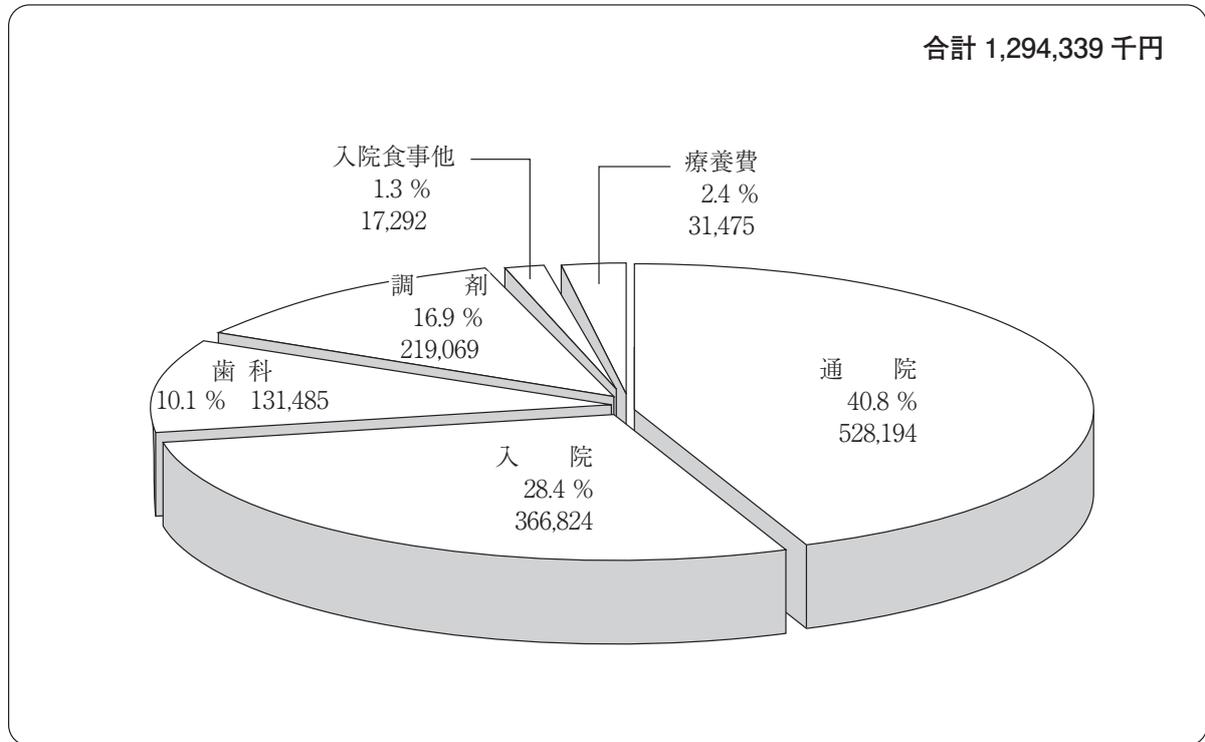
平成28年度歳入歳出決算構成グラフ

単位：千円



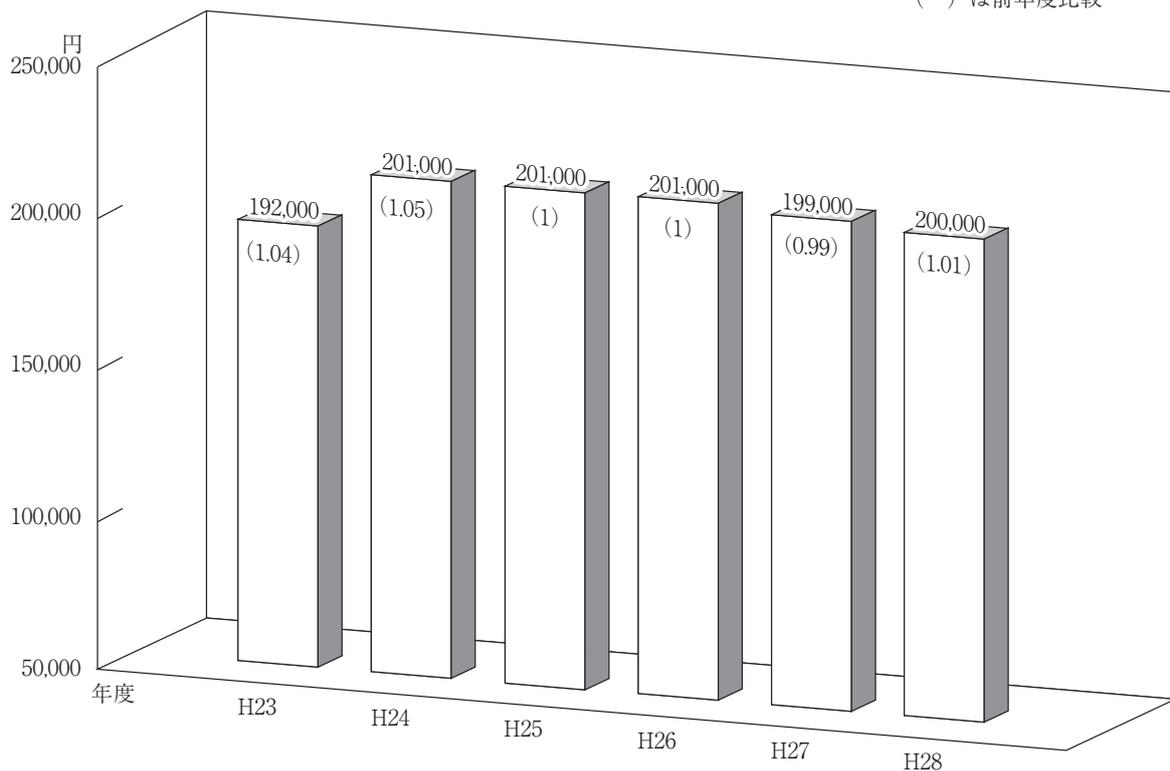
平成28年度医療費の構成割合

単位：千円



1人当年間医療費の動向

単位：円
() は前年度比較



■ 組合員資格について

職別国保に加入できる人

- 現在、建設業に従事しておられる人、及びそのご家族
- 規約に定める母体組合に所属されている人
- 住民票が規約に定める地区内（地域）にある人
- ⑨ ただし、新規の法人事業所の事業主や従業員は新規加入することはできません。

※地区（地域）

●京都府：府内全市町村 ●滋賀県：大津市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、野洲市の区域のうち旧野洲町の区域、湖南市、甲賀市の区域のうち旧甲南町の区域、高島市の区域のうち旧高島町の区域、東近江市の区域のうち旧八日市市、旧五個荘町及び旧能登川町の区域 ●大阪府：大阪市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、交野市、寝屋川市、堺市、東大阪市 ●兵庫県：神戸市、西宮市、伊丹市、宝塚市、豊岡市、芦屋市、丹波市の区域のうち旧市島町の区域 ●奈良県：奈良市の区域のうち旧奈良市の区域、天理市、桜井市 ●三重県：伊賀市

職別国保の組合員資格に適用しなくなったとき

- 転廃業により、建設業に従事しなくなったとき
- 所属の母体組合を脱退したとき
- 社会保険の強制適用の事実が発生したにもかかわらず、健保適用除外承認申請（原則、14日以内）を怠ったとき
- ◇ 上記に該当した場合、速やかに、支部事務局に申し出て、職別国保の脱退手続きを行い、他の健康保険等への切り替えをお願いします。

医療療養病床に
入院している
65歳以上の皆さまへ

平成29年10月から 光熱水費の負担が変わります

ご負担いただく【1日当たりの光熱水費】

医療療養病床に入院している 65歳以上の方	現在 (平成29年9月まで)	平成29年10月～ 平成30年3月	平成30年4月～
・医療の必要性の低い方 (医療区分Ⅰの方)	320円	370円	370円
・医療の必要性の高い方 (医療区分Ⅱ、Ⅲの方) (指定難病の方以外)	0円	200円	370円

◆平成29年10月から、医療療養病床に入院している65歳以上の皆さまの光熱水費のご負担額を上表のように見直します。

◆この見直しは、介護保険施設に入所する方には、現在すでに1日370円の光熱水費をご負担いただいていることを踏まえたものです。そのため、上表のように段階的に変更し、1日370円の光熱水費のご負担をお願いすることとなります。

◆ただし、指定難病の方・高齢福祉年金受給者については、引き続き負担を求めません。